

長野県地域クラブ活動推進ガイドライン



令和6年3月 策定
長野県教育委員会

目次

○はじめに	2
1 本県における公立中学校の学校部活動の現状と課題	
2 本ガイドライン策定の目的	
I 「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」の概要	6
II 新たな地域クラブ活動の環境整備	7
1 本県が目指す地域クラブ	
(1) 新たな地域クラブ活動に求められるもの	
(2) 新たな地域クラブで目指す活動（市町村と県の役割）	
2 運営団体選定・設立までの手順と留意事項	8
(1) 協議会の準備	
(2) 協議会の設置	
(3) ニーズ・課題の把握	
(4) 推進計画等の作成	
(5) 情報発信	
(6) 運営団体の選定・設立	
(7) 実施主体の決定	
3 運営団体・実施主体の運営と留意事項	11
(1) 適切な運営体制の構築	
(2) 適切な指導体制の構築	
4 新たな地域クラブ活動への推進スケジュール	16
○おわりに	17
資料	
〔資料1〕 地域移行取組・進度の目安となる項目（段階別）一覧表	19
〔資料2〕 学校部活動から地域クラブ活動への移行に係る Q&A	24

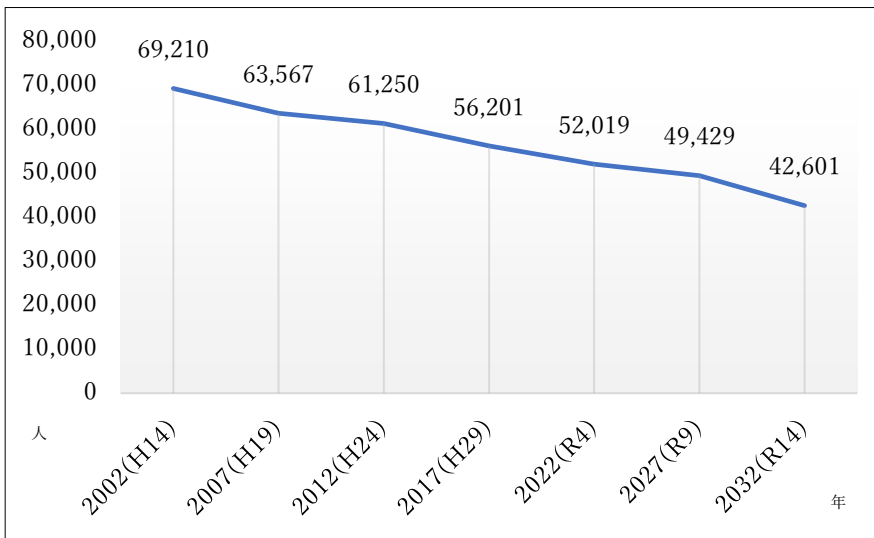
○はじめに

1 本県における公立中学校の学校部活動の現状と課題

学校部活動は、現行の学習指導要領において学校教育の一環として位置付けられており、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係を構築したり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展し生徒が減少する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、学校において働き方改革が求められる中、本人の意思や専門性の有無について十分な配慮ができない状況で、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが一層難しくなることが予想されます。

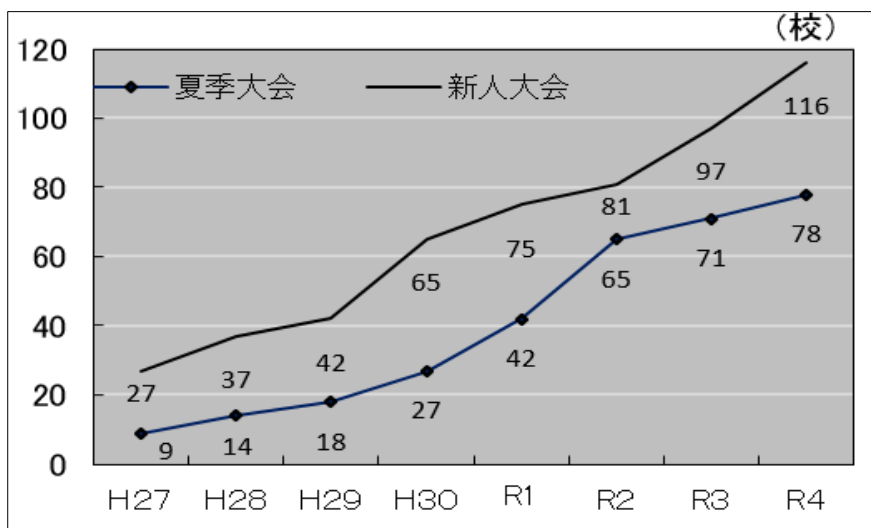
〔図1：本県の中学校生徒数の推移〕



全国的に少子化が進んでいますが、本県でも加速化しており、平成14年から令和14年までの30年間で本県の中学校生徒数は、約4割(26,000人強)が減少する見込みです。

企画振興部総合政策課
令和4年(2022年)10月1日現在
長野県の年齢(各歳)別・男女別人口をもとに算出

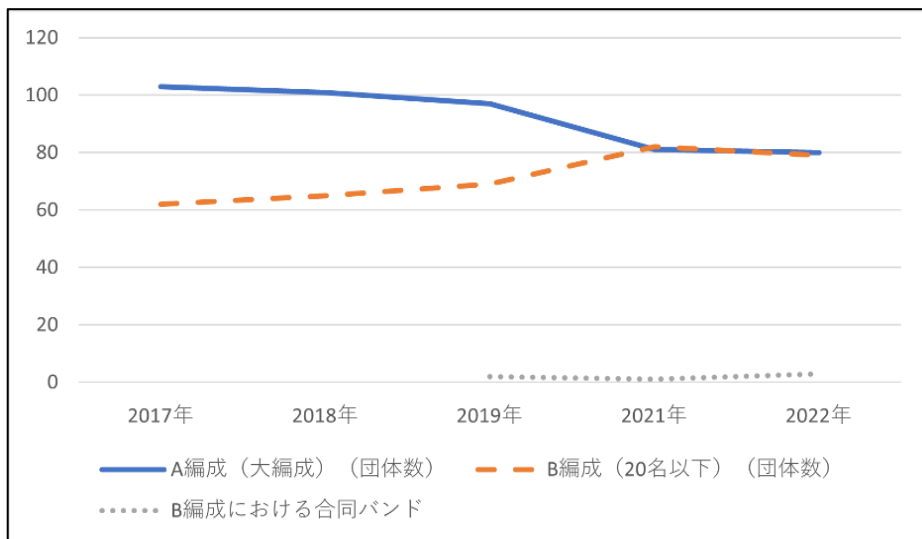
〔図2：中学合同チームによる大会参加数の推移〕



少子化の進行に伴う部員数の減少が活動の形態にも影響を与えており、合同チームによる参加が年々増えています。

令和4年11月
スポーツ課部活動調査より

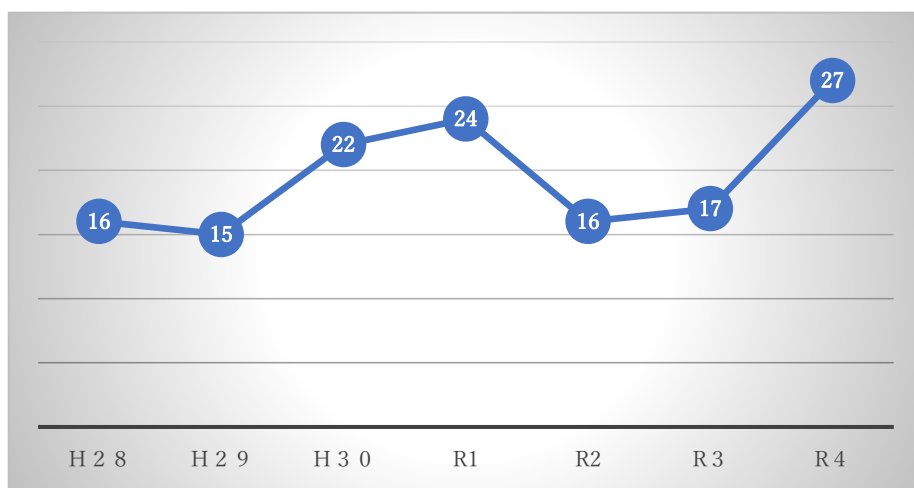
〔図3：長野県吹奏楽コンクール中学校の部の地区大会における編成別出場団体の推移〕



A編成（大編成）が減少し、B編成（合同バンド）の団体数が増加しています。B編成は東海大会が最上位の大会であり、全国大会出場の可能性のある団体が減少しています。

令和4年長野県吹奏楽連盟 HP 掲載の大会出場校数をもとに算出

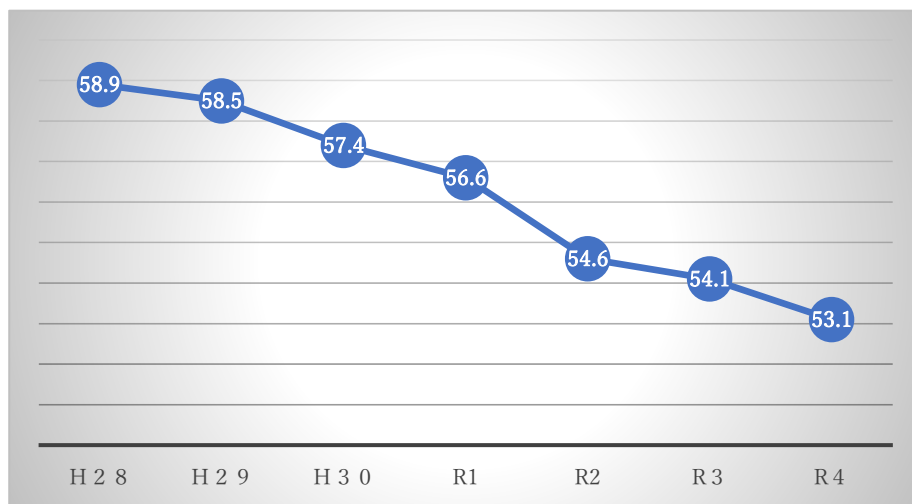
〔図4：運動部の統廃合があった学校（校）〕



生徒数の減少に伴い、運動部の統廃合が増加する傾向があります。

令和4年11月
スポーツ課部活動調査より

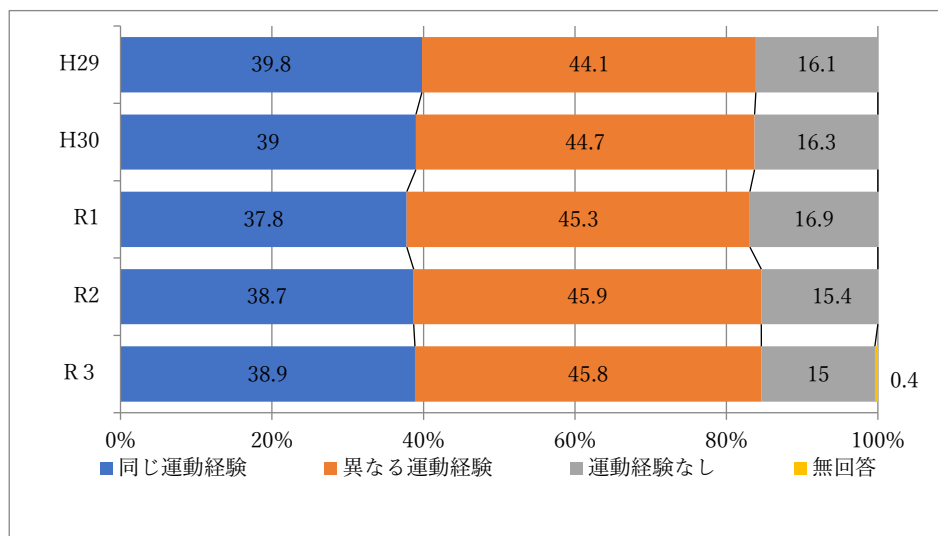
〔図5：運動部活動加入率（%）〕



運動部活動への加入率は、年々減少しています。地域のスポーツクラブへの加入率が増加していることや運動部の統廃合による選択肢の減少などが加入率低下の要因と考えられます。

令和4年11月
スポーツ課部活動調査より

〔図6：運動部顧問の競技経験（％）〕



運動部活動では、担当している競技の経験がない顧問が6割以上いる状態が続いており、生徒への専門的な指導が十分でない可能性や教員の精神的負担が大きくなっている可能性があります。

令和4年11月
スポーツ課 部活動調査より

〔図7：教職員の勤務時間等の調査 集計結果〕

	小中学校の休日勤務平均時間												令和4年9月義務教育課教職員の勤務時間等の調査より抜粋
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
中学校	7:16	6:42	8:54	9:35	2:18	4:08	8:02	6:10	4:49	2:51	2:13	2:31	
小学校	2:25	2:41	1:54	3:09	0:57	1:45	2:11	1:47	1:38	1:37	1:34	2:24	
中一小	4:51	4:01	7:00	6:26	1:21	2:23	5:51	4:23	3:11	1:14	0:39	0:07	

公立学校における教員の休日勤務時間を小学校と中学校で比較すると、中学校の教員の方が1月当たりおよそ3時間30分長くなっています。これは、休日の部活動指導や大会引率等が影響しているものと推測されます。

2 本ガイドライン策定の目的

今後、少子化が進展する中でも、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむことができるよう、地域において持続可能な環境整備を行うとともに、教員の負担軽減につながる仕組みを、可能な限り早期に構築していく必要があります。

国においては、令和2年に文部科学省から「部活動の段階的な地域移行」について示されて以降、令和4年8月まで開催された「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言を経て、同年12月、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が通知され、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、部活動の段階的な地域移行・地域連携を進めることが示されました。

本県では、こうした国の動向を踏まえて令和5年2月、新たな地域クラブ活動の環境整備の方向性を検討する「長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」（以下「県の協議会」という。）を設置し、関係各所からのご意見を踏まえながら、今般、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」（以下「新指針」という。）を策定するとともに、

新指針の趣旨を踏まえ、新たな地域クラブ活動への移行を推進することを目的として、「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定することとしました。

各市町村においては、新指針及び本ガイドラインの趣旨を踏まえて推進計画等を作成し、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と教員の働き方改革の推進の両立に向け、地域の実情に応じた新たな地域クラブ活動への移行の取組を進めるようにしてください。

※ 新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外のスポーツ・文化芸術活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青年教育及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として捉えることができ、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。本ガイドラインでは、運営する団体の方針・規約に従って活動し、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなり、地域のスポーツ・文化芸術活動の在り方や環境整備の進め方等について協議する会(Ⅱ 2(2)の協議会)が指導・助言できるものを新たな地域クラブ活動と定義する。

なお、独自の運営方針等により、既に中学生等を受け入れている地域のクラブや民間のクラブ等についても、前述の協議する会からの依頼により運営する団体となる場合は、新たな地域クラブ活動となる。

I 「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」の概要

策定のポイント

- ・「長野県中学生期のスポーツ活動指針」と「長野県中学校の文化部活動方針」を統合する
- ・学校部活動が地域に移行された場合の「新たな地域クラブ活動」においても、新指針を適用する

学校部活動

- ・「適切な運営のための体制整備」、「合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、「適切な休養日と活動時間等」については、原則としてこれまでの内容を踏襲する。さらに、「生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備」、「学校部活動の地域との連携」、「大会等の在り方の見直し」を推進する

新たな地域クラブ活動

- ・生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する

新たな地域クラブ活動への移行の目的

- ・地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築する
- ・教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る

移行のスケジュール

- ・原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行する
- ・国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す
- ・平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課の調整等により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する
- ・県教育委員会は、令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す

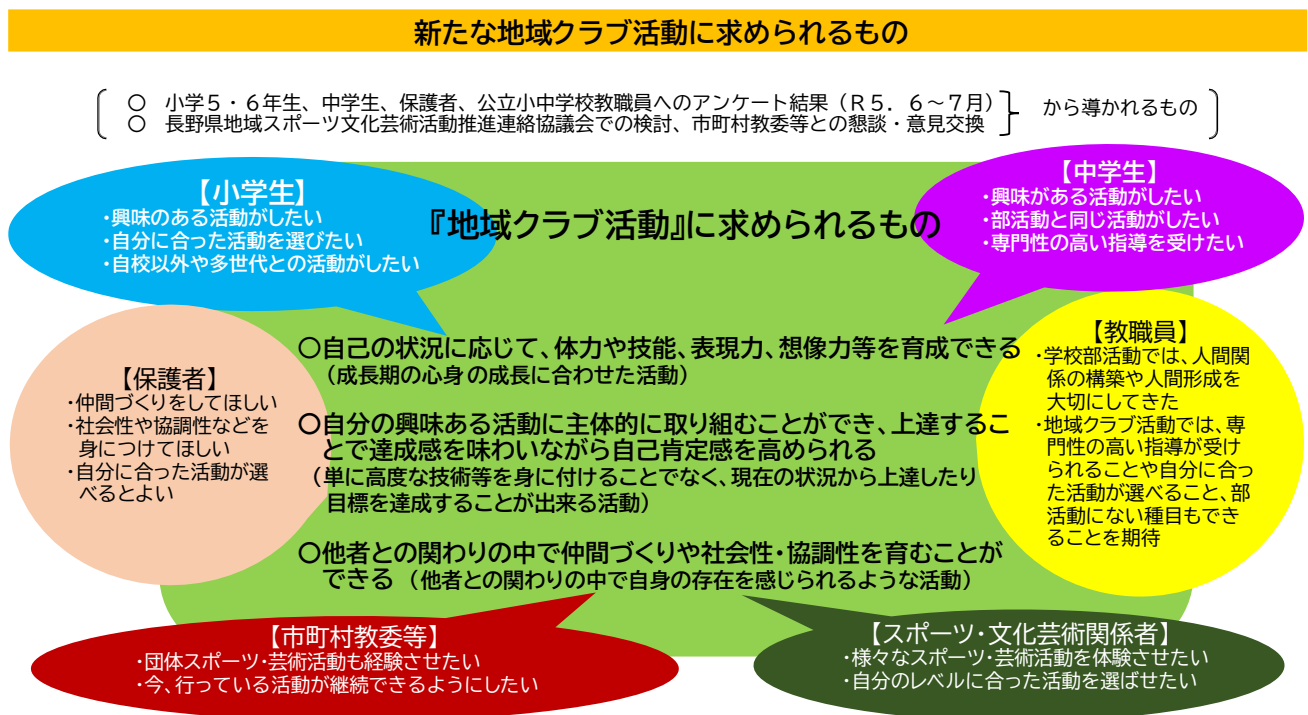
II 新たな地域クラブ活動の環境整備

1 本県が目指す新たな地域クラブ

(1) 新たな地域クラブ活動に求められるもの

本県では、児童・生徒とその保護者、教職員、スポーツ・文化芸術団体、教育関係団体、市町村関係者等からの意見等を踏まえ、本県が目指す地域クラブの姿を図8のように捉えています。市町村は「『新たな地域クラブ活動』に求められるもの」を念頭に置きながら、以下のとおり県教育委員会が定めた「目指す姿」「目的」に向け、地域の実情に合わせた地域クラブ活動の環境整備を進めることとします。

〔図8：新たな地域クラブ活動に求められるもの〕



【目指す姿】

学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行により、活動種目の選択肢が増えるとともに持続可能な活動環境が整い、県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができる。

【目的】

- ・地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ環境を構築する。
- ・教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る。

(2) 新たな地域クラブで目指す活動（市町村と県の役割）

基本的に、新たな地域クラブ活動の環境整備は、本ガイドラインを踏まえた市町村の推進計画等に沿って進められ、その活動の保障を目指すこととなります。従って、市町村においては、学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行に向け、活動種目・内容の選択肢を増やすなど、すべての生徒が、それぞれのニーズに合った活動ができるよう努めることとなります。

活動保障の方向性として、まずは、休日の活動について、現在行っている活動の保障を目指し、その上で、新たな種目や活動内容について、ニーズに応じ段階的に拡充し、持続可能な環境を構築していくことが望ましいと考えます。

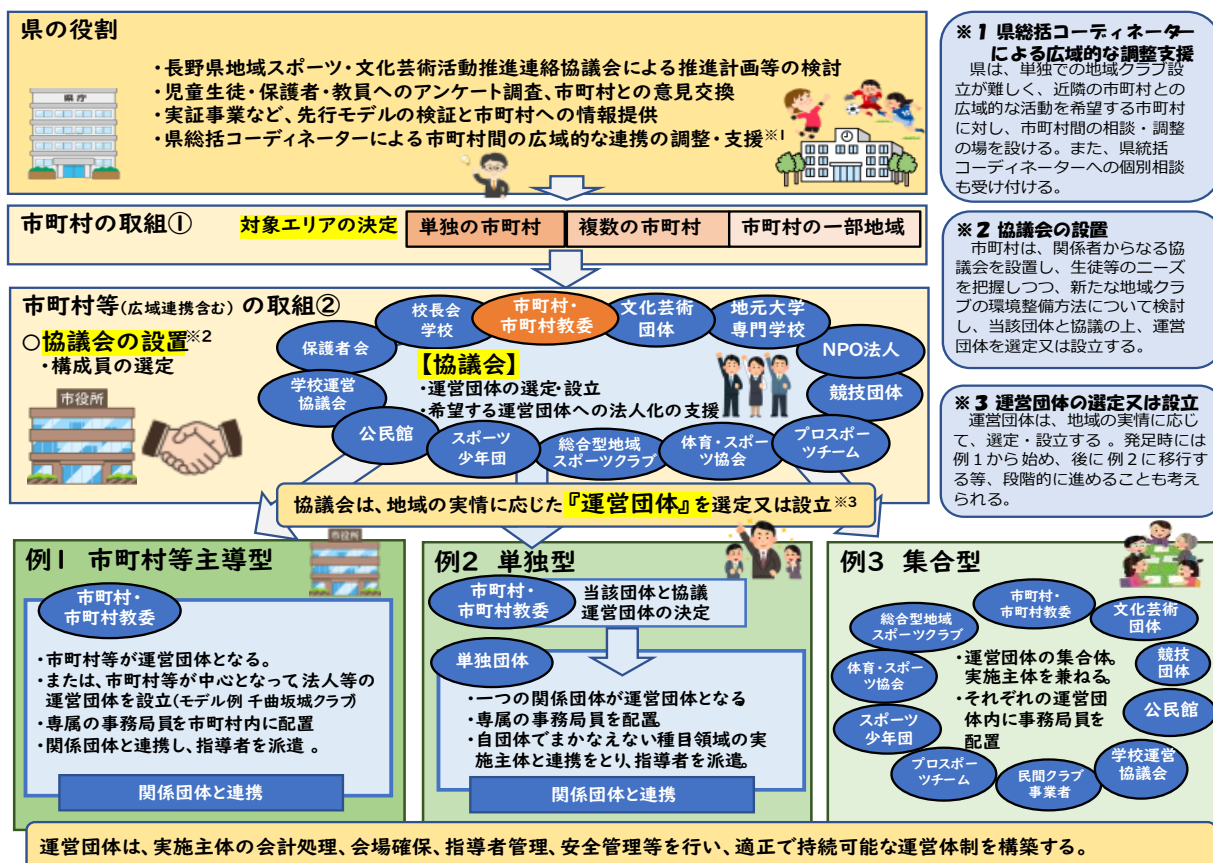
新たな地域クラブ活動を安定したものにしていくためには、指導者や一定程度の参加者の確保が必要になります。

そこで県では、環境整備が速やかに進められるよう、生徒数の減少等により単独での地域クラブ活動が困難な市町村について、近隣市町村との連携が速やかに進められるよう、助言、協力等により支援します。また、新たな地域クラブ活動について、持続可能な環境を構築できるよう、指導者の確保に協力します。

2 運営団体選定・設立までの手順と留意事項

県では、新たな地域クラブを運営する運営団体の選定・設立までのイメージを図9のように考えています。

〔図9：運営団体の選定・設立までのイメージ〕



学校部活動から新たな地域クラブ活動へと移行する際の手順としては、次の(1)から(8)までのような流れが想定されます。地域の実情によって、順序が入れ替わることや手順を省略・追加することも考えられます。移行については、進捗状況等の検証を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直しつつ、着実に進めていく必要があります。

新たな地域クラブ活動への移行に着手する前や移行後の取組を含めた一連の基本的行程については、別添【資料1：移行取組・進捗の目安となる項目(段階別)一覧表】を参照してください。

(1) 協議会の準備

市町村は、所管する小中学校の児童・生徒数の推移、学校部活動への入部状況や民間クラブへの加入状況、地域のスポーツ・文化芸術団体の状況などをもとに、協議会の議題やメンバーを検討します。

(2) 協議会の設置

協議会は、地域が目指すスポーツ・文化芸術環境について検討し、地域クラブをとりまとめる運営団体の選定や設立を行います。運営団体の設立後も当該団体の取組状況を把握し、適正な地域クラブ活動を保障するために指導・助言を行います。

ア 構成

市町村は、地元の関係者に対して、新たな地域クラブの趣旨や必要性について理解を得ながら、協議会のメンバーとしての参画を依頼します。依頼先は、図9のイメージ例に掲げた団体などが考えられます。

イ 市町村コーディネーター

学校、市町村教育委員会、スポーツ・文化芸術団体、地域の関係者等をつなぐ役割を担うため、市町村コーディネーターの配置が考えられます。コーディネーター役には退職校長など学校部活動に精通し、かつ、地域関係者との幅広い関わりを経験している人材が適しているとされています。

ウ 対象エリアの決定

市町村や協議会は、児童・生徒数の現状や見通し、指導者の確保や会場への移動距離等の地域の実情を考慮するとともに、生徒等のニーズを把握しながら、新たな地域クラブが目指す姿や環境整備の方法について検討し、協議会において対象エリアを決定します。

エ 運営団体の決定

市町村や協議会は、対象のエリアや市町村内での分割実施、広域での連携実施等地域の実情を踏まえて運営団体を選定・設立します。

オ 地域クラブ活動へ移行後の役割

市町村や協議会は、運営団体の取組状況を把握するとともに、地域クラブ活動への移行後は、適正な活動を保障するため、指導・助言を行います。また、地域のスポーツ・文化芸術活動の充実について検討します。

(3) ニーズ・課題の把握

市町村や協議会は、学校部活動に入っていない生徒や児童の保護者、地域住民等も含め、アンケート調査等により、新たな地域クラブ活動について、学校部活動にはない種目等やレクリエーション等を含めたニーズや課題の把握に努めます。

(4) 推進計画等の作成

市町村や協議会は、生徒・保護者や学校はもとより、スポーツ・文化芸術団体等の関係者や住民の理解と協力が得られるよう、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対して見込まれる効果、地域クラブ活動への移行のスケジュール等を盛り込んだ推進計画等を作成します。

(5) 情報発信

県は、学校部活動の地域クラブ活動への移行等に関する実践・実証事業等の成果や県の協議会での協議事項について、市町村担当者会議やホームページ等を通じて情報提供を図ります。

市町村や協議会は、ニーズや課題についてのアンケート調査の結果や協議会での検討状況などについて、ホームページ等で公開することが望まれます。

(6) 運営団体の選定・設立

ア 実情に合わせた選定・設立

市町村や協議会は、地域の実情に応じ運営団体を選定・設立します。例えば、市町村等が運営団体となる市町村等主導型（図9の例1）、一つの関係団体が運営団体となる単独型（図9の例2）、複数の運営団体が連携し、業務を分担する集合型（図9の例3）などが考えられます。発足時には例1から始め、後に例2に移行する等、段階的に進めることも考えられます。既存の団体がある場合は当該団体と協議の上で決定し、既存の団体がいない場合や既存の団体に決定できない場合は、新規に運営団体を設立するか、その支援をします。

イ 運営団体の構成

運営団体は市町村、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、学校ごとの地域学校協働本部（コミュニティ・スクール）、保護者会、同窓会等多様な団体等（図9参照）から構成されます。ただし、これらの団体等をすべて網羅する必要はありません。

ウ 事務局員

運営団体には、実施主体を取りまとめる役割があるため、事務局員を配置します。事務局員は、団体の活動に必要な会計処理や運営委員会の計画、指導者の月間計画を基にした活動時間、活動場所の調整等を担います。

エ 法人格の取得

運営団体がスポーツ安全協会等のスポーツ・文化法人責任保険（法人の賠償責任保険）に加入する場合、法人であることが加入条件になります。また、団体への社会的信用を得るためにも法人格を取得することが望ましいと考えます。

(7) 実施主体の決定

運営団体は、市町村や協議会の助言等により、地域クラブ活動で活動種目ごとに指導する団体又は個人を実施主体として決定します。例えば、生徒を指導する実施主体である総合型地域クラブが地域クラブを運営する場合のように、運営団体と実施主体が同一団体であることもあります。

(8) 直ちに体制を整備することが困難な場合

直ちに運営団体の体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点方式による合同部活動も導入しながら、市町村教育委員会や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えら

れます。

3 運営団体・実施主体の運営と留意事項

(1) 適切な運営体制の構築

① 運営方針等の決定

ア 規約の策定・公表

運営団体は、あらかじめ生徒が自分のニーズに合った活動を選択できるよう、また生徒や保護者の理解を得るため、クラブ規約を策定し、公表します。規約には、①総則（クラブの名称と所在地）、②目的、③実施種目、④会員（資格、手続き、会費など）、⑤役員及び事務局（役職、選出方法と任期、任務など）、⑥会議（総会や運営委員会などの運営組織とその役割）、⑦会計（会計年度、会計の原則、資金の管理など）、⑧規約の改定、⑨クラブの解散、⑩附則（施行日など）を定めます。

イ 運営方針の策定・公表

運営団体は、本ガイドラインを踏まえたクラブの「運営方針」を策定し、クラブの「規約」に基づいた活動の方向性を公表します。運営方針には、「活動目標」、「目指す生徒像」、「育てたい力」、「指導方針」、「活動時間」、「休養」等を明示します。

なお、活動回数、活動時間等については、新指針を踏まえ、地域が持つ資源（人材、施設等）とニーズ・課題把握の結果等を総合的に勘案して決定します。

② 活動のマネジメント

ア 活動計画・実績報告の作成・公表

運営団体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）をホームページ等により公表します。

イ 会費設定と適切な会計処理

運営団体は、会費について、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な設定に努めます。

また、公正かつ適切な会計処理を行うことはもとより、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を行います。

ウ 活動場所の確保

運営団体・実施主体は、新たな地域クラブ活動の活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設に加え、地域の中学校をはじめ小学校や高等学校、特別支援学校や廃校施設の活用も検討します。

県及び市町村は、新たな地域クラブ活動を行う団体等が学校施設、社会教育施設や文化施設等を利用する際には、低廉な利用料にするなど、利用しやすい環境づくりについて検討します。

エ 生徒の移動

市町村は、スクールバスの活用や地域の公共交通機関との連携など、生徒が新た

な地域クラブ活動に参加するための移動支援について検討します。

県は、先進事例や実証事業を検証し、支援の在り方について研究します。

オ 団体や大会等への登録

運営団体・実施主体は、団体・大会等への登録に際しては保護者に説明し、事前に理解を得ます。また、生徒が大会等に参加する場合は、大会等の資格要件等を十分に確認し、登録や登録費の納入が学校部活動と重複しないようにします。

中体連等が主催する大会をはじめ様々な大会等については、クラブ単位での参加が認められていますが、種目により参加要件等が異なる場合があるため、運営団体は、事前に確認します。なお、新たな地域クラブが大会等に参加する場合は、大会等の主催者の求めに応じ、運営団体・実施主体の関係者が役員・審判などとして大会運営に協力します。

カ 保険への加入

運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等が安心して地域クラブ活動に参加・指導できるよう、自身のケガ等や参加者にケガを負わせた場合に備え、スポーツ安全保険などへの加入を義務付けます（保険の適用範囲については、活動場所への移動中や保護者による送迎中の事故等にも適用されるものが望ましい）。

また、運営団体・実施主体は、その活動中に発生した事故による高額な損害賠償に対応できるよう、例えばスポーツ・文化法人責任保険などへの加入を検討します。

キ 事故・トラブル発生時の対応

運営団体・実施主体は、地域クラブ活動において事故が発生した場合、救急要請や保護者への連絡などを行い、適切かつ速やかに対処するとともに、実施主体は運営団体に報告します。

また、生徒間でトラブルが発生した場合、参加者からの聞き取り等により状況を把握し、現状と今後の対応等について保護者へ連絡するなど速やかに対処するとともに、実施主体は運営団体に報告します。保護者は、必要に応じて学校と情報を共有します。

ク 活動の充実

運営団体は、競技・大会志向に特化した特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動などについて、複数の活動を同時に体験することも想定しながら、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保します。また、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるように努めます。

さらに、参加者及び保護者に対するアンケート調査等を適宜実施し、運営改善を

図ります。

③ 参加者のマネジメント

ア 生徒の募集

運営団体は、地域クラブの運営方針や会費、活動内容や活動時間などを明記したチラシやホームページ等により、生徒を募集します。また、中学校の入学説明会等でクラブの活動について説明し、会員を募集することも考えられます。

イ 生徒の安全管理

運営団体・実施主体は、観察やコミュニケーション等により参加者の体調を把握し、生徒の体調に配慮した活動を心掛けます。また、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値をもとに、生徒の体調管理を最優先した活動に努めます。

④ 指導者のマネジメント

ア 指導者の任用(解任)

運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の指導者を任用し、市町村や協議会が指導・監督することが望ましいと考えます。そのため、任用(解任)責任は運営団体・実施主体にあり、市町村や協議会が相談窓口となることについて生徒・保護者に周知します。

イ 指導者の従事時間の管理と報酬等の支払い

運営団体は、指導計画をもとに指導者のシフトを作成し管理します。また、指導者の報告等により従事時間を正確に把握し、報酬等を適正に支払います。

ウ 指導者の資質の向上

市町村や運営団体は、指導者の知識や指導方法をアップデートし、資質の向上を図るため、自ら研修会を開催したり、指導者を対象として開催される外部の研修会への参加を促したりします。

また、県は、体罰・ハラスメント根絶や指導法など指導者を対象とした研修会を開催したり、動画コンテンツを作成したりします。

⑤ 健全な運営管理のためのガバナンスコードの策定・公表

運営団体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るため、適正なガバナンスを確保するとともに、その状況に関する情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性を確保します。その際、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」(令和元年8月スポーツ庁策定、令和5年11月改定)に照らして、自らのガバナンスの現況について確認するとともに、ホームページなどで公表するよう努めます。

⑥ 活動の周知に係る広報活動

ア 地域クラブ活動への移行についての広報

県や市町村は、地域クラブ活動への移行について、生徒・保護者・学校・関係団体・地域住民等に情報を発信します。また、県は市町村の説明会等に協力します。

イ 活動やイベントの広報

県や市町村は、生徒が主体的に取り組む活動機会を選択できるように、地域クラブの活動やイベント、体験会等について紹介するなど、生徒・保護者への情報提供に

努めます。

⑦ 地域、学校、関係団体等との連携

運営団体・実施主体は、活動場所や指導者の確保を含む諸課題の解決へ向け、協議会に積極的に参画し、地域、学校、関係団体等と緊密に情報共有や連絡調整を行います。

(2) 適切な指導体制の構築

① 指導者に求められる資質

ア 指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できるだけ幅広い知識や能力の修得に努めることが求められます。

イ 指導者は、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、指導者資格を有していることが望まれます。資格が無い場合でも、研修等により指導者としての研鑽を積み、可能な限り資格取得に努めることが望まれます。

ウ 指導者は、心身の成長の途上である生徒を対象とするため、生徒の安全を確保することや、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められます。指導に当たる際には、意見表明権を含む生徒の基本的な人権（意思の尊重）などの権利擁護の観点に留意します。

エ 指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく速やかに対処します。

② 指導者の質の担保

【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めます。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

イ スポーツ団体等は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の担保のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、公益財団法人日本スポーツ協会等の相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。県や市町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討します。

【地域文化芸術クラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において指導者を確保し、専門性や資質・能力を育成します。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を

進めます。

- イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意します。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進めます。

③ 適切な指導の実施

- ア 運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶します。県及び市町村は、適宜、指導助言を行います。
- イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養の設定、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。また、専門的知見を有する教員等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得します。

④ 指導者の量の確保

- ア 運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や外部指導者、退職教員、兼職兼業を希望する教員等（地方行政職員を含む。以下同じ。）、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保します。
- イ 市町村は、域内のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めます。県は、指導者を紹介する既存の人材バンク（例：公益財団法人長野県スポーツ協会のながのスポーツ人材バンク）の充実を働き掛けるとともに、指導者リストを作成するなど、運営団体・実施主体の指導者確保に協力します。市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意します。
- ウ 県教育委員会、市町村及び運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制整備に努めます。

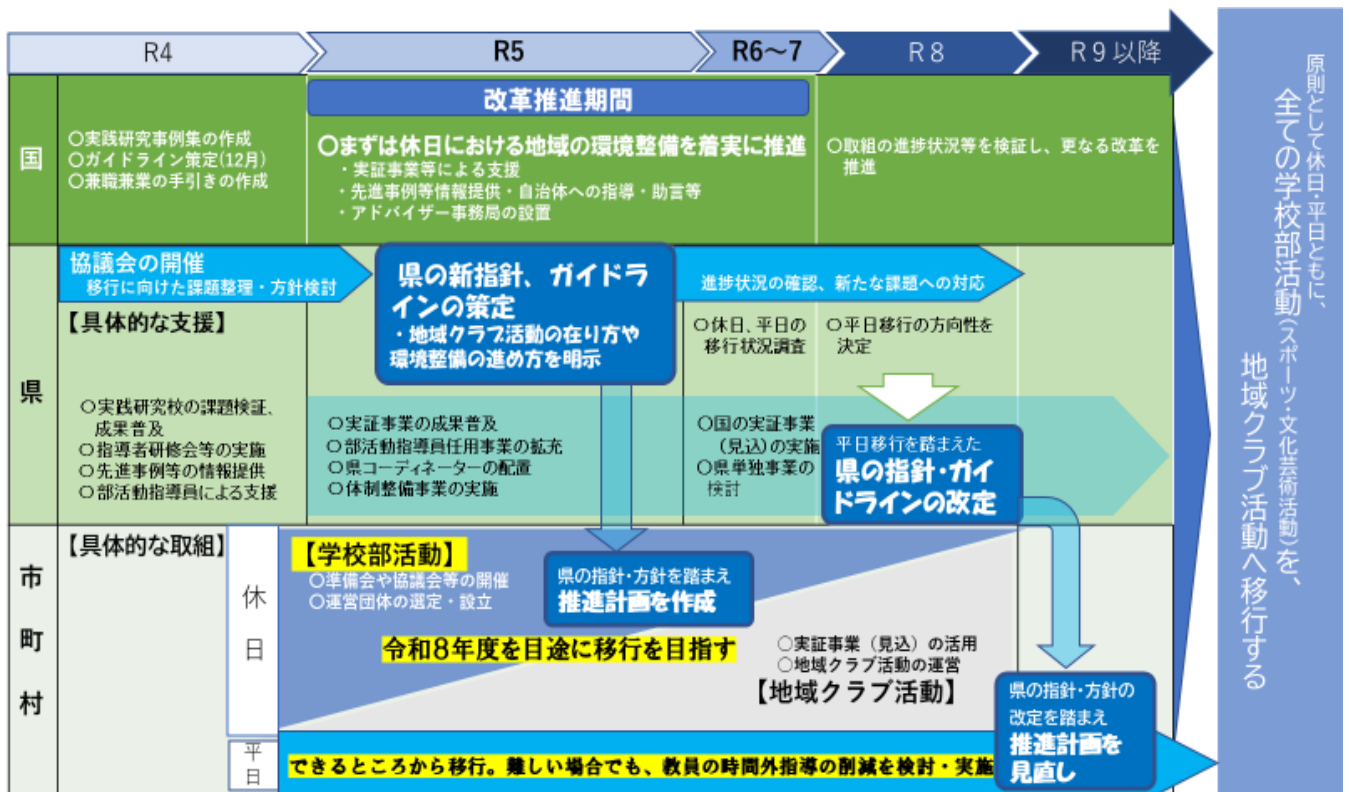
⑤ 教員等の兼職兼業

- ア サービスを監督する教育委員会は、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（令和5年2月文部科学省策定。以下「国の手引き」という。）等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、適正かつ円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行います。
- イ サービスを監督する教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への

- 配慮などの観点についての校長の事前確認等を参考に、検討して許可します。
- ウ 教員等が兼職兼業での指導する際、継続的・安定的な指導を行うためには、居住地において指導することが望ましいと考えます。
- エ サービスを監督する教育委員会が兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、国の手引きを参考にするとともに「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月厚生労働省策定、令和2年9月改定）も参照し、運営団体等と連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、雇用者等の適切な労務管理に努めます。

4 新たな地域クラブ活動の推進スケジュール

〔図10：新たな地域クラブ活動への移行に向けた推進スケジュール〕



原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動（スポーツ・文化芸術活動）を、地域クラブ活動に移行します。まずは、休日の学校部活動について令和8年度末を目途に新たな地域クラブ活動に移行します。

国は令和7年度までを改革推進期間とし、移行の達成時期は一律に定めませんでした。しかしながら、新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に地域差が生じると、子どもの体験格差や教職員の労働条件格差につながるため、県として移行の目途を設定することとしました。

本県は、

- ①市町村数が多く都市部、山間部など地域ごとに部活動を取り巻く状況が大きく異なること
- ②生徒数の減少により、複数の市町村が連携して環境整備を進める形が数多く想定され、新たな地域クラブ活動の設立に時間を要すること

③特に文化芸術活動においては、関係団体数の地域差が大きく指導者の確保等に時間を要すると考えられること

などから、国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指します。

平日はできるところから移行を進め、移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します。

県教育委員会は、令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示します。

○ おわりに

令和4年(2022年)12月の国のガイドラインにより、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、考え方が示されました。そこでは、県及び市町村は、関係者からなる協議会を設置すること、アンケート調査などを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討すること、推進計画の策定により、関係者に対し環境整備の方針や取組の内容、スケジュール等について周知し、理解と協力が得られるよう取組むことが示されています。

そのため、本県においてはスポーツ・文化芸術団体、学校関係者、市町村関係者、有識者等からなる県の協議会を設置し、地域クラブ活動の環境整備に向けた課題と対応策、県の方向性などについて協議を行ってきました（県の協議会資料等はHP (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/sports-ka/chiikiikou.html>) に掲載）。

また、小中学生とその保護者、教員に対してアンケート調査を実施し、学校部活動の継承すべき点や地域クラブ活動へのニーズを始め、多角的な視点で回答を得ました。さらにスポーツ・文化芸術団体、教育関係団体、市町村などからの意見を踏まえ、本県が目指す地域クラブ活動の姿を示しました。

また、地域の実情に応じて、円滑に地域クラブ活動への移行が進められるよう、関係各所からの意見や実践研究・先進事例等を元に、移行を進める際のポイントや手順、留意事項等を踏まえ、本ガイドラインを策定しました。

市町村においては、本ガイドラインを踏まえて、市町村の実情に合った推進計画等を作成し、学校部活動の地域クラブ活動への移行及び地域クラブ活動の環境整備を進めることが望ましいと考えます。

本県のスポーツ振興において、令和5年(2023年)3月に「第3次長野県スポーツ推進計画～スポーツの力で切り拓く長野県の未来～」を策定し、基本目標の第一番目に「子どもの運動・スポーツ機会の充実」を掲げています。本ガイドラインは、その具体的施策である公立中学校等における学校部活動の地域クラブ活動への移行に向け、①学校、市町村、地域のスポーツクラブ等との連携・協働による地域を拠点としたスポーツ環境づくり②地域のスポーツクラブ、競技団体等の指導者の確保・質の向上などの取組の一翼を担うものです。

他方、令和 10 年（2028 年）には、「スポーツを通じた元気な長野県づくり」のコンセプトのもと、本県で第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会が開催され、県内各地で各種競技が実施されます。

現在、中学生期にある生徒や小学生が主役となる大会となるため、競技力を向上させたい生徒にとっても自己実現ができるような環境づくりが不可欠です。さらに、大会終了後も「するスポーツ」「見るスポーツ」「ささえるスポーツ」等、様々な形でスポーツへのかかわりが継続的となり、豊かな人生につなげるため、本ガイドラインが、その推進力となることを期待します。

文化芸術において本県は、平成 27 年度（2015 年度）を「文化振興元年」と位置付けて「長野県文化振興基金」を造成し、平成 30 年（2018 年）3 月には本県初の文化芸術分野の個別計画として、「長野県文化芸術振興計画」を策定しました。そして、令和 5 年（2023 年）3 月に、不確実性や不透明性が増していく現代において、文化芸術を高めその力で誰もが心豊かに暮らす社会を実現できるよう、第 1 次（平成 30 年度～令和 4 年度）の取組結果や本県の特性を踏まえ、今後 5 年間の県の文化芸術振興の基本目標や施策の方向性等を定めました。

その中で、同計画は、近時の動向に合わせて、中学校部活動の移行についても主な施策として取り上げています。すなわち、「第 6 施策の展開」中で、「2 文化芸術があらゆる分野に根つき生かされている」として 4 項目の「主な取組」を示し、そのひとつに「学校部活動の地域移行と文化芸術振興の連携」を掲げています。本ガイドラインは、この取組の一環としても位置付けられ、本ガイドラインによって、中学生期の子どもたちや地域の文化芸術の振興が図られることを期待します。

資料

【資料1：移行取組・進度の目安となる項目(段階別)一覧表】

本一覧(表1～5)は、学校部活動を新たな地域クラブ活動への移行を円滑に推進するため、これまでの実例等を踏まえて、各段階における取組の手順と内容を示したものです。

地域の実情によっては、順序が変わったり、進め方によっては不要になったり、新たな項目の追加が必要なことも考えられますので、ひとつの目安としてご活用ください。

〔表1：始動段階における取組項目〕

区 分	内 容 等
考えられる利害関係者にヒアリング(地域の理解)	・ヒアリングの対象者は地域の実情によるが、市町村教育委員会が中心となって行うことが円滑に進むと予測
準備会の開催	・最初から協議会の形での立ち上げが難しいのであれば、前段階として、準備会を開催
協議会の設置・開催、整備(関係団体との合意形成)	・運営団体や実施主体を検討するだけでなく、地域のスポーツ・文化芸術環境づくりの方向性を継続的に検討。定期的開催が望ましい。 ・必要に応じて、設置要綱等(目的、構成員等)の策定
事前(随時)の情報発信	・保護者会開催等 ・地域クラブ活動への移行に関する理解が得られるようできるだけ早く情報を発信。例：市町村広報、公民館報、まちづくり協議会だより、小・中学校だより(通信)等の広報紙、HP掲載、動画配信
ニーズ・課題の把握	・部活動に入っていない生徒、今後中学生となる児童を含め、各学校の児童・生徒・保護者への聞き取りやアンケートの実施。現在部活動にはない種目等やレクリエーション志向の活動等のニーズも把握。広域エリアでの展開を考える市町村にあっては、エリア全域で一括実施 ・複数競技体験会の開催は生徒の選択肢を広げる
推進計画の策定	・市町村教育委員会やスポーツ・文化芸術振興担当部署等が策定(できるだけ早期に) ※協議会の設置・整備等と前後することもある
採用するプラン(タイプ)の決定(暫定的⇒確定) ※モデルタイプにこだわる必要はありません	・協議会でその地域に適したプラン(タイプ)を決定 ＜プラン(タイプ)の例＞ 学校区単独型(地域住民との連携)、地域団体連携型(地域団体中心)、任意団体設立型(複数の町村教育委員会で設立)など ※広域的な取組の試み検討：単独から広域連携への模索
運営団体の設立・運営	・規約、運営方針や運営方法等の決定 ・運営団体の代表者の決定 ・運営事務担当者(職員)の配置、クラブ運営等
クラブ運営方針・運営方	＜クラブ運営方針等の内容例＞

法の策定・決定公表	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の目標／育てたいクラブ加入者像／向上させたい力／具体的な手立て／活動時間／休養等
運営団体にコーディネーター（役）の配置・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者のコーディネート ・市町村、運営団体、地域、学校、競技団体、関係団体等との調整 ・県総括コーディネーターとの連携
財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・会費の設定 ・適切な会計処理と公表
実施主体の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・競技団体、総合型地域スポーツクラブ等に協力依頼 ・実施主体に対する法人格（一般社団法人、NPO 法人）取得支援 <p>※実施主体が運営団体を兼ねることもある</p>
活動種目に関する実施要項の作成（当面は一部実施種目）	<ul style="list-style-type: none"> ・活動種目に関する実施要項の作成。募集案内などに活用 ・実施要項：活動の名称（学校の部活動と区別ができるよう活動の名称を工夫）、活動の開始時期、活動する種目等の決定、休養日と活動時間の設定、参加者の募集・受付等
活動種目展開に係る費用負担の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・考えられる運営費用：指導者への報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代、会場への移動にかかる費用、運営団体・実施主体の事務費用等
生徒・保護者への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・学校説明会の開催等による移行への理解促進 ・費用負担に関する意識の醸成：事例の紹介、広報・啓発活動適宜開催が望ましい
地域人材の把握 （当初実施予定種目：地域全体の指導者の把握）	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な人材のリストアップ 市町村の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化芸術団体の指導者等 兼職兼業を希望する教員等 ・市町村レベルの登録リストの作成
指導者の量・質の確保 （当面は一部実施種目、逐次確保）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会による人材（指導者）の確保 地域指導者の掘り起こしと登録 ・地域で指導を希望する公立学校の現職教員の兼職兼業の許可（規定や運用の改善も）、退職教員等への声掛け ・教員以外の公務員の営利企業等従事の許可（地方公務員法 38 条）の検討 ※一般行政職公務員に地域貢献活動での営利企業従事制限等の許可を認める市町村にあつては当該公務員の許可（規定や運用の改善も） 例：長野県（都道府県レベル初。2 例目は福井県。スキーのインストラクター）、塩尻市、千曲市。他県の市町村：笠間市（茨城県） ・各種研修会、指導者資格認定制度の活用 ・指導対象生徒、指導内容等によっては、指導者の当該種目の高度な技術がさほど求められない場合や段階もあり（安全確保、指導者倫理は

	<p>必須) 柔軟な対応が望まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員以外の指導者については、体罰・ハラスメント根絶等のコンプライアンスに係る研修会を実施 ・ 指導者資格取得補助（指導者への費用負担の援助） ・ 地域の企業との連携（当初から段階的に拡張） 地域に企業や文化芸術団体がある場合は連携して指導者確保 例えば地元企業に早退制度（例：週1～2回、平日の部活指導のための早い時刻での退勤を許可）の創設を依頼 地元企業に「副業」許可（特に土曜日の中学生指導）を依頼 ・ 大学等との連携（当初から段階的に拡張） 大学については、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集等により、指導者育成への協力。有償ボランティア等を依頼 ・ 高等学校と連携し、高校生との合同練習 ・ 民間事業者との連携（当初から段階的に拡張） スポーツクラブ、文化クラブ、人材派遣会社等との連携 ・ 近隣市町村との連携（当初から段階的に拡張） 近隣市町村と連携し、単独の市町村では実施できない種目等の実施（広域化） ・ 求人募集 マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等 ・ ICTを活用した遠隔指導体制の整備 遠方の指導者からの指導が受けられるようにICT環境等を整備
<p>地域人材の把握 （当初実施予定種目：地域全体の指導者の把握）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な人材のリストアップ 市町村の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化団体の指導者等 兼職兼業を希望する教員等 ・ 市町村レベルの登録リストの作成
<p>スポーツ・文化芸術の活動場所(施設)の確保(当面は一部実施種目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設：公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設、地域団体（例：町内会・自治会）・民間事業者等が有する施設、地域の中学校、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校施設 ・ 学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する運営団体に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営の促進 ・ 地域クラブ活動を行う団体等について学校施設、社会教育施設や文化施設等を利用する際には、減免措置や低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりについて検討する ・ 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）、「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）を参考にした取組

	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の活用：企業の福利厚生施設（節税対策での民間施設開放等） ・近隣大学等の施設の活用（大学との連携）
実証事業や体制整備事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担の軽減：補助事業等の活用や独自事業の検討
補助事業（見込み）の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担の軽減：補助事業等の活用や独自事業の検討

〔表2：運営団体・実施団体の活動本格化・運営に係る取組項目〕

区 分	内 容 等
ガバナンスコードの策定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」（令和元年8月スポーツ庁策定）を当該運営団体内部に周知。実施主体へも同様に遵守を求める ※独自のガバナンスコードの追加も地域の実情を考慮して検討
活動上のマネジメント（特に実施団体へ）へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画の作成 ・活動実績報告の作成 ・施設の確保 ・送迎バス等の運行 ・大会等の参加手続き ・保険手続き ・著作権等の手続き ・事故・トラブル発生時の対応 医療関係者への協力依頼（緊急事態への対応、練習方法等に係るアドバイス等）トラブルや事故への対応 ・事故等に備えた保険の対応確認 ・必要に応じて指導者個人でも加入するようにアドバイス ・生徒への保険加入の案内 ・事故防止・リスクマネジメント講習会の実施（長野県：AED操作、熱中症、落雷事故回避等）等
指導者に係るマネジメント（特に実施団体へ）へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の確保 ・従事時間管理 ・報酬支払い等
参加者のマネジメント（特に実施団体へ）へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・出欠管理、安全管理、参加費徴収等
相談窓口の設置・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会、運営団体等は、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する相談窓口を設置します。設置した場合は、生徒、保護者らに周知

〔表3：随時・並行的検討事項〕

区 分	内 容 等
恒常的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の周知に係る広報活動

	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の段階から随時、関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信
関係機関・団体等間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・運営団体・実施団体と市町村との連携
取組状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・運営団体・実施主体の取組状況の把握
大会・コンクール等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者への要請、支援の在り方の見直し
県への相談等	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ課学校体育係、県総括コーディネーターへの相談等
対生徒・保護者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の移動手段に問題はないか確認。生徒の移動負担の軽減。公共交通・スクールバスの活用、スクールバス、市町村バス、福祉バス等の活用の検討（送迎支援） ・参加者の費用負担の支援等
財源・負担	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な運営に向けた財源の確保 寄附金を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税活用の検討 ・実証事業や体制整備事業の活用 ・補助事業の活用
その他全般	<ul style="list-style-type: none"> ・平日も含めた取り組みを視野に入れつつ休日分を実施 ・情報の公開・発信 信頼性の確保、部活地域移行への理解促進 市町村 HP、地元の中学校・小学校だよりへの掲載
地域クラブ活動開始に当たり学校に望まれること (※学校現場の対応を取り上げました)	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の関連 学校部活動と地域クラブ活動との情報共有体制の構築 ・地域クラブ活動と学校との連携 ・地域クラブ活動への教職員の関わり 兼職兼業制度の周知と活用しやすい環境の整備（教員の働き方改善） ・学校施設の開放・管理 学校施設の管理体制の整備 学校施設の活用等

〔表4:検証・評価・改善〕

区 分	内 容 等
検証・評価・改善	<p>適切な時期に検証・評価を実施</p> <p>(1) アンケート、ヒアリング等の実施 生徒、保護者の満足度</p> <p>(2) 市町村の自己（内部）評価</p> <p>(3) 評価指針（目安）：地域クラブ活動への移行前後の比較（増減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の満足度 ・教員の部活動従事時間数 ・休日の部活動における教員の従事機会（日）数等

【資料2:学校部活動から地域クラブ活動への移行に係る Q&A】

〈質問1〉

Q：外部団体との協議を行う予定がありません。協議会は必ず開催しなければいけませんか？

A：外部団体との協議の場には、地域クラブ活動を運営、実施していくための方向性や方針、体制づくり等について決定し、準備していく役割があります。運営団体が決まった後も取り組み状況を把握し、適正な地域クラブ活動を保障するために指導・助言を行ったり、生徒のニーズに応じた活動の選択肢の充実に取り組んだりするため、地域のスポーツ・文化芸術環境について検討する協議会の設置が望ましいと考えます。

地域の生徒数やクラブ数の規模から、協議する場を開くことなく検討が進んでいる場合や協議会の役割を担う既存の組織がある場合には、必ずしも必要というわけではありません。現段階で、動き出しに見通しが持っていない場合には、II 2 を参考に、外部の関係者を集めた話し合いを行ってください。また、相談窓口として県の総括コーディネーターを設置しておりますのでお気軽にご相談ください。

〈質問2〉

Q：地域クラブ活動では、どの地域でも、多くのニーズに応えられるたくさんの種目や活動を実施しなければいけませんか？

A：今後、さらに生徒数の減少が見込まれるため、生徒数の少ないエリアで生徒数の多いエリアと同程度の種目や活動を実施することは、参加者の分割を招き、どの種目や活動も満足に行うことができない結果となりかねません。まずは中学校の部活にある活動からスタートし、段階的に地域の小学生期の活動、社会人の活動等を参考に、生徒のニーズや地域の資源に応じたクラブを立ち上げることが考えられます。

指導者確保が見通せた部活や、小学生期の活動を中学生まで延長してくれるクラブ等から試行し、段階的に広げていくことも考えられます。

〈質問3〉

Q：運営団体が法人格を取得することのメリットは何ですか？

A：運営団体が法人格を取得すると、関係法律の規制を受けるという制約が生じます。例えば、NPO 法人化すると特定非営利活動促進法の適用を受け、会計処理等で制約を受けます。しかし、法人格を取得すると権利の主体となることができ、法人名義での契約、団体名義（●●●クラブ）での登記が可能になります（法人格が無い場合は、代表者又は構成員名で登記）。団体名で行うことにより団体をめぐる権利関係が明確となり、代表者の精神的負担（例えば団体に係る損害賠償責任の追及先は法人である団体）は軽くなります。また、法人化により、所定の手続きを経て公的に設立を認められ、責任の所在が明確ということで社会的信用が増します。運営団体が主催するイベントで事故が発生し、法的責任（損害賠償）を問われるような場合の保険である「スポーツ・文化法人責任保険」は法人であることが前提（非法人は加入不可）とされています。NPO 法人がよいか、一般社団法人

にするかは、そのメリットデメリットを考慮して判断します。

法人格を取得するためには、費用が発生するため、市町村教育委員会等の支援が望まれます。

〈質問4〉

Q： 地域クラブ活動の参加者から会費を徴収する必要はありますか？

A： 指導者が有償で指導することは、持続可能な運営体制を構築する上で必要です。事務局員の有無や指導者数・活動時間等によっても異なりますが、最終的に会費の徴収は必要になると考えます。

なお、国の委託事業を希望する場合においても、自己財源を入れて、自走できる運営体制の構築を目指していくことが求められています。行政支援（地域全体での負担）、企業からの補助等と合わせて、会費の必要性を含め、財源の確保についてご検討ください。